

# 八王子市家庭的保育事業等事業認可等事務取扱要綱

## 第1 目的

この事務取扱要綱制定の趣旨は、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第36号。以下「条例」という。）、及び八王子市児童福祉法施行細則（平成26年八王子市規則第40号。以下「細則」という。）その他法令の定めるもののほか、八王子市家庭的保育事業等の事業認可及び認可の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すものである。

## 第2 基本的要件

### 1 事業主体

家庭的保育事業等の事業主体は、社会福祉法人その他多様な主体とする。ただし、社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者が事業主体となる場合は、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発第1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第1の3の（3））によるとともに、直近の会計期間において債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっていないこと。

### 2 定員

#### (1) 定員

ア 家庭的保育事業にあつては、1人以上5人以下とする。

イ 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）及び小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）にあつては、6人以上10人以下とする。

ウ 居宅訪問型保育事業にあつては、家庭的保育者1人に対し1人とする。

エ 事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、条例第42条に基づき次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人

41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(2) 利用定員の弾力化

家庭的保育事業等は、利用定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。なお、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上のときは、定員の見直しを行うこと。

3 建物、設備

家庭的保育事業等の構造及び設備は、建築基準法及び消防法等関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

ア 家庭的保育事業

区 分	要 件
保育を行う専用の部屋	条例第22条第1項第2号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）として確保すること。
屋外遊戯場	条例第22条第1項第5号及び第6号に定める満2歳以上の幼児1人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上の庭。（付近に代わるべき場所を含む。）
調理設備	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育を行う専用の部屋と区画されていること。

イ 小規模保育事業

区 分	要 件	
	小規模保育事業所 A・B 型	小規模保育事業所 C 型
乳児室又はほふく室	条例第 28 条第 1 項第 2 号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）として確保すること。	条例第 33 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第 28 条第 1 項第 5 号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）として確保すること。	
屋外遊戯場	満 2 歳以上の幼児 1 人当たり 3.3 平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）	
調理設備	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。	
便 所	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。	

ウ 事業所内保育事業

事業所内保育事業所（利用定員が 19 人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）については、イに定める小規模保育所 A・B 型の基準に準じる。また、事業所内保育事業所（利用定員が 20 人以上のものに限る。以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）については、別に定める八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱第 2 の 3 建物、設備の基準に準じる。

- (2) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に 2 か所 2 方向設置されていること。保育室等を 1 階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2 方向の避難経路を確保すること。
- (3) 事業者は、「家庭的保育事業等における室内化学物質対策実施基準」（別紙 1）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。
- (4) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）及び医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により建築された建物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省

告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI<sub>s</sub>値が0.7以上かつq値が1.0以上若しくはC<sub>t</sub>uS<sub>d</sub>値0.3以上、木造の建築物にあってはI<sub>w</sub>値が1.1以上であることが確認された建築物

- (5) 保育室等を2階に設置する場合は、小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所については条例第28条第1項第7号の基準、保育所型事業所内保育事業所については条例第43条第1項第7号の基準を満たしていること。
- (6) 100㎡以上の小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を設置する場合にあっては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。用途区分が保育所の用途で無い場合にあっては、建築士による建築基準法等の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

#### 4 職員

##### (1) 職員配置基準

###### ア 保育従事者

###### (ア) 家庭的保育事業所

条例第23条に規定する家庭的保育者を置かなければならない。

また、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とするが、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

###### (イ) 小規模保育事業所A型

- a 条例第29条第2項に規定する保育士は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数（以下「基準職員」という。）とする。

（計算式）

条例第29条第2項に規定する児童の年齢別に同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数

- b aに規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

###### (ウ) 小規模保育事業所B型

- a 条例第31条第2項に規定する保育従事者は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数とし、そのうち保育士が10分の6以上の割合を占めるものとする。

（計算式）

条例第31条第2項に規定する児童の年齢別に同条に規定する保育従事者の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、

各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数。

なお、保育士の員数は、保育従事者の員数に6/10を乗じ、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、小数点以下を四捨五入した数とする。

- b aに規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(e) 小規模保育事業所C型

条例第23条に規定する家庭的保育者を置かなければならない。また、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とするが、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(f) 居宅訪問型保育事業

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

(g) 保育所型事業所内保育事業所

- a 条例第44条第2項に規定する保育士は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。

（計算式）

条例第44条第2項に規定する児童の年齢別に同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数

なお、実際の保育にあたり配置する保育士等の数は、登園児童に対して同様の方法により算出するが、算出した結果、必要保育士数が1名の場合であっても、常時2人を下回ってはならない。

- b aに規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(h) 小規模型事業所内保育事業所（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）

- a 条例第47条第2項に規定する保育士は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。

（計算式）

条例第47条第2項に規定する児童の年齢別に同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第1位（小数点第2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数

- b aに規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(i) 小規模型事業所内保育事業所（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）

条例第47条第2項に規定する保育従事者は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数とし、そのうち保育士が10分の6以上の割合を占めるものとする。

（計算式）

条例第47条第2項に規定する児童の年齢別に同条に規定する保育従事者の員数

の基準となる児童数で除し、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数。

なお、保育士の員数は、保育従事者の員数に6/10を乗じ、小数点第1位(小数点第2位以下切り捨て)まで求め、小数点以下を四捨五入した数とする。

- (ケ) 保育士は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士(各施設の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該施設であり、かつ従事すべき業務が保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該施設(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下「常勤保育士」という。)をもって確保することを基本とする。ただし、事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件を満たす場合には、保育士の一部に短時間勤務の保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務の保育士)及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てても差し支えない。

なお、この適用に当たっては、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- a 常勤保育士(小規模保育事業所B型及び小規模保育事業B型の基準が適用される小規模型事業所内保育事業所においては、常勤保育従事者)が各組や各グループ1人以上(乳児を含む組やグループに係る(ク)により算出された保育士の定数が2人以上の場合は、2人以上)配置されていること。
- b 常勤保育士に代えて短時間勤務の保育士及びその他の常勤保育士以外の保育士を充てる場合の勤務時間数は、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。
- (チ) 留意すべき事項
- a 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
- b 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生じることのないよう留意すること。
- c 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第48条の4第1項に準じ、保育士の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

#### イ 嘱託医及び調理員

- (ア) 家庭的保育事業等事業所には居宅訪問型保育事業を除き、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。また、条例第11条に基づき他の社会福祉施設等を併せて設置する場合には、調理員は兼ねることができる。

- (イ) 調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成

10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによること。

(2) 管理者

ア 管理者要件

家庭的保育事業等事業所(家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く。)には、管理者を置くこと。

管理者によってその運営が左右されることが多いことから、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、(ア)及び(イ)いずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び認証保育所(以下「保育所等」という。)において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び管理者等を含む運営委員会(家庭的保育事業の運営に関し、当該家庭的保育事業等の事業者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。ただし、定員5人以下の事業所内保育事業所においては運営委員会を置かないことができる。

(ウ) 経営者に保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び管理者を含むこと。

イ 管理者と事業主体代表者の兼任

管理者と事業主体代表者の兼任については、次の(ア)から(ウ)までの要件を満たし、実施事業が当該施設のみの場合又は当該施設が開設した後である場合に限り、兼任しても差し支えないものとする。

(ア) 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。

(イ) 他に適当な人材を求めることが困難であること。

(ウ) 当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと。(他の団体役員等で、その職務上、当該事業所の運営に支障がないと認められる場合を除く。)

5 衛生管理

(1) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない。

(2) 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(3) 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(4) 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(5) 調理や調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理について」(平成16

年1月20日付雇児発第120001号・障発第120005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)を遵守し、月1回の腸内細菌検査を実施し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

## 6 特定教育・保育施設等との連携

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育者を除く。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育者を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業所の利用乳幼児にあつては、第2の(1)エ(事業所内保育事業所の利用定員)に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- (4) 保育所型事業所内保育事業所については、(1)及び(2)に係る連携の協力を求めることを要しない。

## 第3 事業認可(届)の手続

### 1 家庭的保育事業等の事業認可の手続

家庭的保育事業等の認可を受けようとする事業主体は、法第34条の15第2項、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第36条の36第1項、第2項及び細則第14条第1項第1号の規定に基づき、以下のとおり申請の手続を行うこと。

#### (1) 計画承認申請書の提出

家庭的保育事業等の認可を受けようとする事業主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長が指定する日までに提出すること。

#### ア 建物、その他の設備関係

(ア) 施設の案内図(最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの)



- (イ) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- (ウ) 建物の平面図
- (エ) 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- (オ) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること。（既存建築物の場合）
- (カ) 第2の3（4）イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

イ 家庭的保育事業等の運営方針

家庭的保育事業等運営規程（条例第18条に定める重要事項に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）

ウ 事業者の状況

社会福祉法人等にあっては次の(ア)から(ク)及び(サ)に掲げる書類、社会福祉法人等以外の者にあっては(ア)から(シ)に掲げる書類

- (ア) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (イ) 定款又は寄付行為の写し(法人の場合)
- (ウ) 印鑑証明書
- (エ) 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第5号様式）
- (オ) 資金計画書
- (カ) 当該事業の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）
- (キ) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したのもの）
- (ク) 事業者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- (ケ) 事業者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- (コ) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（事業者が新規設立法人の場合）
- (サ) 預貯金の残高証明書（計画承認申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの）
- (シ) 納税証明書（別に定める内容のもの）

エ 調査書（第4号様式）

オ 家庭的保育事業等計画承認申請概要（第1号様式の2）

カ その他市長が必要と認めるもの

(2) 家庭的保育事業等事業認可申請書の提出

家庭的保育事業等の認可を受けようとする事業主体は、省令第36条の36第1項及び細則第14条第1項第1号の規定により、家庭的保育事業等事業認可申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長が指定する日までに提出すること。

なお、所属職員をして、その施設につき実地調査を行い、申請内容の事実確認を行うこと。

ア 職員関係

- (ア) 職員の構成（第2号様式）
- (イ) 基準職員（第2の4（1）アで規定された職員をいう。以下同じ。）の履歴書の写し（嘱託医及び、第2の4（1）イ（ア）により調理員を置かない保育所の調理員は不要）
- (ウ) 保育士証又は市が行う研修修了証の写し
- (エ) 医師の免許証の写し
- (オ) 保健師、看護師を配置する場合には当該免許証の写し
- (カ) 所定労働時間等の明記された非常勤職員の雇用通知書（控）の写し（ただし、基準職員以外の非常勤職員及び嘱託医、調理員を除く。）
- (キ) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し
- (ク) 第2の4（2）アに定める管理者要件を充足することを証する書面（勤務証明等）

#### イ 建物、その他の設備関係

- (ア) 施設の案内図（最寄駅からの経路、代替遊戯場の場合は代替遊戯場までの経路等、周辺環境が分かるもの）
- (イ) 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）
- (ウ) 建物の平面図
- (エ) 各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）
- (オ) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること。（既存建築物の場合）
- (カ) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所については条例第28条第1項第7号の基準、保育所型事業所内保育事業所については条例第43条第1項第7号の基準を満たしていることを証する書類
- (キ) 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し（用途の区分が保育所用途でない場合にあっては、建築士による建築基準法等の保育所の基準を満たしていることを証する文書）
- (ク) 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、別に定める日までに提出すること。（自己所有物件の場合）
- (ケ) 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）により実施していることを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）
- (コ) 東京都火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- (サ) 「家庭的保育事業等における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること）
- (シ) 第2の3（4）イに規定する建築物にあっては、当該事実を客観的に確認できる書類

#### ウ 家庭的保育事業等の運営方針

- (ア) 家庭的保育事業等運営規程（条例第18条に定める重要事項に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- (イ) 就業規則（給与規程等を含む。家庭的保育事業及び個人事業者の場合不要）
- (ウ) 重要事項説明書等（利用申込者に対し、八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第39条に定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る重要事項を記した文書）
- (エ) 利用する子どもに関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

#### エ 事業者の状況

社会福祉法人等にあつては次の(ア)から(ク)及び(シ)に掲げる書類、社会福祉法人等以外の者にあつては(ア)から(ス)に掲げる書類

- (ア) 法人代表者の履歴書
- (イ) 法人の登記事項証明書
- (ウ) 定款又は寄付行為の写し
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 法第34条の15第3項の基準に関する誓約書（第5号様式）
- (カ) 資金計画書
- (キ) 当該保育所の今後5年間の収支予算書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。）
- (ク) 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの）
- (ケ) 事業者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- (コ) 事業者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- (サ) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（事業者が新規設立法人の場合）
- (シ) 預貯金の残高証明書（認可申請書の提出期限の1か月前以降の時点の残高のもの）
- (ス) 納税証明書（別に定める内容のもの）

#### オ 調査書（第4号様式）

#### カ 家庭的保育事業等認可申請概要（第11号様式）

#### キ その他市長が必要と認めるもの

#### (3) 家庭的保育事業等事業認可書の交付

市長は、家庭的保育事業等の事業認可をしたときは、細則第14条第2項の規定により、家庭的保育事業等事業認可書（第7号様式）を当該申請者に交付するものとする。

### 第4 内容変更（届）の手続

#### 1 家庭的保育事業等の内容変更の手続

家庭的保育事業等の建物その他設備の規模、構造、配置、定員等の運営方法、代表者又は管

理者等を変更しようとする事業主体は、市長が指定する日までに、省令第36条の36第3項若しくは第4項及び細則第14条第1項第2号の規定により、家庭的保育事業等事業内容変更届（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、提出すること。

なお、所属職員をして届出内容の確認を行わせるとともに、建物、その他の設備の変更については実地調査を必要とするものであること。

(1) 名称の変更

市長が必要と認めるもの

(2) 所在地（住所）表示の変更

市から発行される住居表示変更の通知

(3) 事業者の名称の変更

印鑑証明書（事後提出）

(4) 事業者の代表者の変更

ア 印鑑証明書（事後提出）

イ 代表者の履歴書

(5) 事業者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更

ア 印鑑証明書（事後提出）

イ 市から発行される住居表示変更の通知

(6) 土地、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）

並びに屋外遊戯場の変更

ア 建物・土地の状況（第3号様式）

イ 変更前及び変更後の施設の配置図

ウ 変更前及び変更後の施設の建物の平面図

エ 施設内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

オ 保育室等を2階以上に新たに設置する場合は、一級建築士による、小規模保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所については条例第28条第1項第7号の基準、保育所型事業所内保育事業所については条例第43条第1項第7号の基準を満たしていることを証する書類

カ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

キ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。（自己所有物件で土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

ク 「家庭的保育事業等における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）

ケ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)により実施していることを証する書面(自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合)

コ 調査書(第4号様式)

サ 家庭的保育事業等認可申請概要(第11号様式)(施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊技場の面積のみ記載すること。)

(7) 定員又は年齢区分の変更

ア 職員の構成(第2号様式)

イ 調査書(第4号様式)

ウ 家庭的保育事業等認可申請概要(第11号様式)(施設の名称、定員、保育室等の面積及び屋外遊技場の面積のみ記載すること。)

(8) 管理者の変更

第2の4の(2)の管理者要件の趣旨を十分勘案の上、行うこと。

ア 管理者の履歴書

イ 家庭的保育事業等認可申請概要(第11号様式)(施設の名称及び該当する項目のみ記載すること。)

(9) 調理業務に関する変更

ア 調理業務委託契約書の写し(新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合)

イ 調査書(第4号様式)

(10) その他

事業の運営についての重要事項に関する規程

## 第5 廃止・休止

家庭的保育事業等の廃止・休止については、その公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、事業者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、市長に協議すること。また、休止とは原則として1年を超えない期間停止することである。

なお、建物設備について国庫や都及び市の補助がなされた事業所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

### 1 家庭的保育事業等の廃止又は休止の手続

家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする事業主体は、省令第36条の37及び細則第14条第1項第3号の規定により、家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長が指定する日までに提出すること。

(1) 財産処分 of 具体的方法

(2) 職員の退職後の状況

(3) 入所児童の具体的な受け入れ計画（児童の氏名、年齢、受け入れ先の保育所等の施設名、受け入れ予定年月日）

## 2 家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認

市長は、家庭的保育事業等を廃止又は休止の承認をしたときは、細則第14条第3項の規定により、家庭的保育事業等廃止（休止）承認書（第10号様式）を当該申請者に交付するものとする。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

第1 この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

第2 この要綱の施行の日以後において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者は、この要綱に定める基準に適合するために必要な行為その他の準備行為については、前条に掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。

（食事の提供の経過措置）

第3 この要綱の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、この要綱の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、要綱第2の3（1）（調理室に係る部分に限る）及び要綱第2の4（1）ウ（調理員に係る部分に限る）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設の経過措置）

第4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、要綱第2の10本文の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所B型等に関する経過措置）

第5 要綱第2の4（1）ア(ウ)及び要綱第2の4（1）ア(キ)の規定の適用については、要綱第2の4（1）ア(ア) aに規定する家庭的保育者又は要綱第2の4（1）ア(ア) bに規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、要綱第2の4（1）ア(ウ)及び要綱第2の4（1）ア(キ)に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第6 小規模保育事業所C型にあつては、要綱第2の2（1）イの規定にかかわらず、この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

附則 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。